

公益社団法人 日本ダンス議会 (JDC) 東部総局

アマチュア昇降級規程

第1章 目的

第1条 本規程は、公益社団法人日本ダンス議会(以下「JDC」という。)が公認し、JDC 東部総局(以下「JDC 東部」という。)が主管する JDC アマチュア競技会における競技会クラス(以下「級」という。)の昇降級の基準を正確に定めることを目的とする。

第2章 適用

第2条 本規程は JDC 東部主管の選手権、A 級競技会、B 級競技会、C 級競技会、D 級競技会、ノービス競技会に適用する。

第3章 競技年度

第3条 競技会の年度は 1 月 1 日より 12 月 31 日までとする。

第4章 認定

第4条 成績は競技会終了後の公式な最終成績とし、級は個人に付与される。

第5条 本昇級規程は、競技年度内に JDC 東部アマチュア競技会に出場し、最低 1 回自己級競技会に出場した選手に適用するものとする。但し、ノービスから D 級への昇級はその限りではない。
また、ボールルーム、ラテンそれぞれの自己級、上位級競技会に競技年度内に3回以上出場し、その内最低1回が自己級競技会であった場合、本降級規程内の「期間内に3回以上出場」に該当するものとする。

注(1) エントリーが 1 組で JDC 東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会も出場回数にカウントする。

第6条 JDC 東部アマチュア選手新規登録をする場合、他団体 (JBDF、JCF、JDSF) の持ち級を自己申告により申請することにより JDC 東部の級とすることができる (所持級以下での登録は可能)。

第5章 昇級規程

第7条 全ての昇級資格対象の成績は端数切り上げ、最大6組までとする。また、昇級資格対象成績の最下位が同点の場合、同点の全組を昇級資格獲得とする。

第8条 ノービスの選手 (登録級の無い選手) はノービス競技会において D 級に昇級した場合、上位級昇級規定が適用される。

第9条 (1)ノービスから D 級

①ノービス競技会において、エントリー組数の30%以内の成績を獲得した場合、即日 D 級に昇級する。

②ノービス競技会において即日 D 級昇級した選手が同日開催の上位級競技会に出場し準決勝以

上に入賞した場合、その結果をもって即日 D 級昇級とする。その場合ノービス競技会における即日 D 級昇級は当該選手を除く上位入賞選手に対し①を適用する。

(2)D 級から C 級

D 級の選手が D 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。競技年度内に 1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末に C 級に昇級する。

(3)下位級から B 級

①C 級以下の選手が C 級競技会に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。競技年度内に 1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末に B 級に昇級する

(4)下位級から A 級

①B 級以下の選手が B 級競技会4種目戦に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/2 昇級資格を獲得する。競技年度内に 1/2 昇級資格を2回獲得した場合、資格獲得の年度末に A 級に昇級する。但し、B 級競技会2種目戦に出場し、エントリー組数の20%以内の成績を獲得した場合、1/4 昇級資格を獲得する。年度末 1/4 昇級資格を2回獲得した場合、年度末 1/2 昇級資格を獲得したものとする。

注(1) エントリーが1組でJDC東部総局アマチュア競技規程に基づき開催となった競技会での昇級資格は全て1/4 昇級資格とし、1/4 昇級資格二回獲得で1/2 昇級資格となる。
ノービス競技会については、アマチュア競技規程 25 条で規定の通り、競技成立が1組以上であることから、1組以上のエントリーがあった場合、本規程の昇級規定を適用する。

第10条 B 級以下の選手が、予選、準決勝、決勝が行われる選手権又は A 級競技会に出場し決勝に入賞した場合自己級競技会の 1/2 昇級資格を獲得したものとする。
但し、自己級競技会において年度末昇級が決まっている場合は自己級の1つ上位の級での 1/2 昇級資格を獲得したものとする。

第11条 1/2 昇級資格は第10条該当の場合を除き各級別競技会のみ資格とし、上位級競技会で獲得した資格は下位級競技会の資格としては適用しない。

第6章 降級規程

第12条 (1)A 級から B 級

A 級選手が本競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末に B 級に降級する。

- ①選手権及びA級競技会において準決勝1回入賞
- ②選手権及び A 級競技会において期間内に3回以上出場

(2)B 級から C 級

B 級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末に C 級に降級する。

- ①B 級競技会及び上位級競技会において準決勝2回入賞、又は決勝1回入賞
- ②B 級競技会及び上位級競技会において期間内に3回以上出場

(3)C 級から D 級

C 級選手が競技年度内に以下の条件のいずれかを満たさなかった場合、年度末に D 級に降級する

- ①C 級競技会において2次予選進出2回以上、又は準決勝1回入賞
- ②C 級競技会及び上位級競技会において期間内に3回以上出場

(4)D 級からノービス

D 級選手が D 級競技会及び上位級競技会に2年間出場しなかった場合、ノービスに降級する。

注(1) 同点にて準決勝進出の場合、準決勝進出組全てを準決勝進出として扱う。

注(2) 予選がフリーパスで準決勝が行われない競技会の場合、出場組全てを準決勝進出 1/2 とし、同ケース2回で準決勝に1回進出したものとする。

第7章 救済措置

第13条 怪我、病気等で長期間競技会出場が不可能な場合、所定の届出が行われた場合に限り降級を免除する。

第14条 年度内残り3 競技会出場のため他団体の級を移行し JDC 東部の級を取得した場合、当該年度末での降級を免除する。

附則

本規程は、2019 年1月1日より施行する。

改訂

2020年1月1日より本規程を改訂する。

2022年1月1日より本規程を改訂する。

2024年1月1日より本規程を改訂する。

2026年1月1日より本規程を改訂する。